## たばこ小売販売業の許可を受けた皆様へ

四国財務局

(令和4年4月1日改正)

たばこ小売販売業の許可を受けた皆様におかれましては、たばこ事業法等の趣旨をご理解いただき、下記の事項について十分にご留意のうえ営業を行っていただきますようお願いいたします。

## 1. 承継、休止、廃業や住所変更等は必ず届出をして下さい。

財務局長の許可を受けた製造たばこ小売販売業者(以下「小売販売業者」といいます。)が、次のような理由等により、小売販売許可や営業所以外の場所に出張して行う小売販売(以下「出張販売」といいます。)許可時の内容に変更が生じた場合は、財務局長に届出ることが義務付けられています。

### 【届出を要する主な事項】

- ① 相続、合併又は分割等により承継したとき。
- ② 病気や店舗改築等により、営業を引き続き一月を超えて休止するとき。
- ③ 商号、名称又は氏名及び住所(法人代表者の氏名及び住所を含む。)を変更したとき。
- 4 営業を廃止したとき。
- ⑤ 出張販売を取り止めたとき。
- (注) この他にも届出が必要な場合があります。

# 2. 許可条件を遵守して下さい。

小売販売業者は、財務局長がたばこ事業法第24条に基づき付した許可条件を遵守しなければなりません。

(1) 許可申請書及び添付書類の記載内容や財務局長の許可条件を遵守して下さい。

#### 【許可条件の例】

- ① 一般小売販売業の場合
- 自動販売機を設置する場合の設置場所については、店舗に併設していること、及び自動販売機 を道路等自己の使用の権利のない場所に設置しないこと。
- ② 特定小売販売業(及び出張販売許可)の場合
- たばこ売場は施設内に向けて設置すること、及び看板等を施設外に掲出しないこと。
- 施設内に喫煙設備を設けること(但し、健康増進法の規定により、喫煙をするために利用できない設備については、喫煙設備に当たりません)。
- 自動販売機を設置する場合には、施設の従業員又は管理者等のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる場所に設置すること。
- ③ 年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機(※)の設置(共通)
- ・自動販売機によりたばこを販売する場合は、年<mark>齢識別装置を装備した自動販売機により、当該</mark> 装置を常時作動させた上で販売すること。

- (※) 「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当することを確認するための判定基準(平成20年6月30日財政制度等審議会たばこ事業等分科会決定)
  - イ 年齢識別装置が正常に作動しており、自動販売機の利用者が年齢識別装置に二十歳 未満の者を二十歳以上の者と誤認させようとする特段の行為を行わない状態におい て、年齢識別装置が二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認することがないこと。
  - ロ 年齢識別装置に二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認させようとする行為に対する措置が講じられていること。
  - ハ 年齢識別装置の稼働を容易に停止することができないようにする措置が講じられていること。
- (注) この他、インターネット等の通信販売によりたばこを販売する場合には、別途審査の上、個別に 許可条件が付されます。また、必要に応じその他の条件が付される場合があります。
- (2) 許可条件を遵守されない場合は、たばこ小売販売業の許可の取消し、又は1か月 以内の営業停止になる場合がありますのでご留意下さい。

## 3. 二十歳未満の者の喫煙防止に取り組んで下さい。

二十歳未満の者の喫煙は、その健全育成を阻害する行為であり、関係官庁・民間団体等により各種施策が講じられており、小売販売業者においても、二十歳未満の者の喫煙防止のため、次の事項に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

- (1) 自動販売機は、許可に付されている条件(「年齢識別装置を装備したたばこ自動 販売機」及び「店舗併設」等)に従い、適正な管理を徹底して下さい。
- (2) たばこ購入者が二十歳未満の者であると思われる場合は、喫煙者の年齢を確認し、 二十歳未満の者の喫煙に供されると認められるときは、たばこを販売しないように して下さい。

二十歳未満の者の用に供されると知りつつたばこを販売した場合は、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律により処罰の対象となります。

また、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律により処罰されたときは、たばこ 小売販売業の許可を取り消すことがあります。

### 【二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律(抜粋)】

- 第4条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハニ十歳未満ノ者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス
- 第5条 二十歳未満ノ者二其ノ自用二供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十 万円以下ノ罰金二処ス
- 第6条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務二関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス
- (3) 従業員等に対し、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律の周知徹底などの二 十歳未満の者の喫煙防止に対する研修等の実施をお願いします。
- (4) たばこ自動販売機の前面の見やすい位置に、「二十歳未満の者の喫煙は法律で禁じられています。」及び「私たちは二十歳未満の者にたばこを売りません。」等を表示したポスター、ステッカー等を掲出するなど、取り組みをお願いします。
- (5) 出張販売等を行う場合には、出張販売場所の管理者等にばこ自動販売機の管理責任者に対し、上記(1)~(4)の趣旨の徹底を図るようお願いします。

### 4. 営業所の移転、出張販売には許可が必要です。

小売販売業者が、次のような行為を行う場合は、あらかじめ財務局長の許可を受けなければなりません。

- ① 営業所の移転(仮移転を含みます。)を行おうとする場合。
- ② 出張販売を行おうとする場合。

移転先の状況(既設営業所との距離や取扱予定高等)や、出張販売先の状況(施設の閉鎖性や滞留性の有無、自動販売機の管理状況等)によっては、必ずしも許可になるとは限りません。

なお、許可条件については許可時点のものとなるため、移転の場合、自動販売機の設置場所や設置台数について、移転前と同様条件での販売ができない可能性があるので留意してください(計画段階で結構ですので、ご相談いただければ幸いです)。

## 5. その他ご留意いただくこと。

以下の内容について、たばこを販売するにあたり、常にご留意いただきますようよろしくお願いします(詳細については別途お問い合わせ下さい)。

(1) 小売定価以外による販売等の禁止等 以下のような販売方法等は、たばこ事業法に定められている定価外販売の禁止や広告に関する勧告に抵触するため、行うことのないようお願いします。

- ① 財務大臣の認可を受けた小売定価(以下「小売定価」といいます。)以外の価格で売ること
- ② 小売定価がないたばこを販売すること
- ③ 景品等をつけること
- ④ 広告を出すこと
- (2) たばこ販売における業務内容の調査等

以下のような理由により、財務局長が業務に関する報告を徴求したり、財務局の職員が営業所に立ち入り、検査を行うことがあります。

① 販売数量に関する調査が必要なとき

貴営業所の周辺の場所を予定営業所とした小売販売業許可申請書が提出された場合、過去6月間における販売数量の報告を徴求することがあります。

なお、1月平均の販売数量が、以下の環境区分毎に定められた本数に満たない場合は、予定 営業所との距離基準の対象外となりますので、ご留意願います。

・営業所の所在地が繁華街(A)又は繁華街(B)の場合

· · · 月間24千本

営業所の所在地が市街地の場合

· · · 月間15千本

・営業所の所在地が住宅地(A)の場合

· · · 月間12千本

・営業所の所在地が住宅地(B)の場合

· · · 月間 9千本

- ② 許可条件違反の疑いがあるとき
- ③ たばこ事業法等法令違反の疑いがあるとき
- ④ その他、財務局長が報告または検査を必要と認めたとき

#### (3) 許可の取消しや罰則等

たばこ事業法等の法令等に基づき、別紙の各事項に該当するときは、たばこ小売販売業の許可の取消し、又は1ヶ月以内の営業停止になる場合があるほか、該当する事項によっては、処罰の対象となります。

## (4) その他

自動販売機の設置にあたっては、たばこ事業法以外にも、道路交通法、消防法、二 十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律、また、各県で定める条例など、他の法令等 によって規制や罰則を受けることがありますので、あわせてご留意下さい。

さらに詳しくお知りになりたいことや、お分かりにならないことがありましたら、ご 遠慮なく、以下の担当部課までお尋ね下さい。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
たばこ小売販売許可に関する 事務、その他たばこ行政全般 に関する事項	〒760-8550 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 南館7階 財務省四国財務局 理財部 理財課 Tel 087-811-7780(代表)
たばこ小売販売許可や諸届等 の手続きに関する事項	〒760-0025 香川県高松市古新町8 - 1 高松スクエアビル4F 日本たばこ産業株式会社 香川支社 許可担当 Tel 087-823-6616(直通)

### ■許可の取消し等

以下の各事項のいずれかに該当するときは、たばこ小売販売業の許可の取消し、又は1ヶ 月以内の営業停止になる場合があります。

- ① たばこ事業法の規定に基づき、罰金以上の刑に処せられたとき。
- ② 許可条件に違反したとき。
- ③ 許可を受けないで、営業所の移転又は出張販売を行ったとき。
- ④ 製造たばこを定価外で販売し、又は注意表示を消去し、若しくは変更して販売を行ったとき。
- ⑤ 小売販売業の承継の届出、休業の届出、廃止の届出、商号等の変更等の届出の手続きを しなかったとき、又は虚偽の届出を行ったとき。
- ⑥ 営業の停止に応じなかったとき。
- ⑦ 破産者となったとき。
- ⑧ 正当な理由がないのに、許可を受けてから1ヶ月以内に営業を開始しなかったとき、又は1ヶ月を超えて営業を休止したとき。
- ⑨ 不正な手段により、たばこ小売販売業の許可を受けたとき。
- ⑩ 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律第5条の規定に違反して処罰されたとき。
- ⑪ 法人である場合、その代表者が①、⑦、⑩に該当することとなったとき。
- ② 許可者が、未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であって、その法定代理人が、①、⑦、⑩、⑪に該当する者であるとき。

## **■**処罰等

以下の各事項に該当する者は、処罰の対象となります。

- ① 許可を受けずに、たばこの小売販売を業として行った者
- ② 許可の条件に違反した者
- ③ 許可を受けずに営業所を移転してたばこの小売販売を行った者
- ④ 許可を受けずに出張販売を行った者
- ⑤ 営業の停止の命令に違反した者
- ⑥ 小売価格以外の価格でたばこを販売し、又は小売価格のないたばこを販売した者
- ⑦ 財務局長の報告徴求に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ⑧ 財務局職員による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若 しくは虚偽の陳述をした者
- ⑨ 小売販売業の承継の届出、休止の届出、廃止の届出、商号等の変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (注) この他にも罰則の対象となる事項があります。